

令和6年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月14日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請願第1号	将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願書（請願審査報告）
日程第 3	発議第1号	豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
日程第 4		一般質問
日程第 5	意見書案第1号	将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書
日程第 6		議員の派遣
日程第 7		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会及び各常任委員会）
日程第 8		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君

企 画 課 長	小 野 直 人 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	
福 祉 課 長	鎚 木 政 洋 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君
総 務 課 参 事	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 主 査	手 塚 健 人 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番小笠原玄記議員及び2番後藤孝夫議員を指名します。

◎ 請願第1号

- 中村議長 日程第2 請願第1号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願書の件を議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。
岩井産業厚生常任委員長。
- 岩井産業厚生常任委員長 請願審査報告書。
本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。
記。
 - 1、請願受理番号。
請願第1号。
 - 2、付託年月日。
令和6年3月6日。
 - 3、件名。
将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願書。
 - 4、審査の結果。
「採択すべきもの」と決定。
 - 5、委員会の意見。
今国会に提出されている「食料・農業・農村基本法」の改正案は、国内農業生産の増大を基本に、輸入と備蓄を組み合わせる考えや、農村振興を含む農業生産基盤の強化は現行政策にとどまっている。また、適正な価格形成では、生産コストの転嫁のあり方とともに、消費者への理解醸成が必要であり、さらには不測時の食料確保におい

て罰則を設けることは生産の自由が奪われる危険性がある。このため、基本法の改正については、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った内容とすることは、本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、「採択するもの」です。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 発議第1号

●中村議長 日程第3 発議第1号豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

5番藤田博規議員。

●5番藤田議員 発議第1号。

提出者、豊頃町議会議員藤田博規。賛成者、豊頃町議会議員大谷友則。同上岩井明。同上後藤孝夫。

豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び議会規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

地方自治法の改正により、政令で定める一定金額(300万円)までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなったことを踏まえ、豊頃町議会議員が豊頃町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公

表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とした条例を制定するものであります。

それでは、豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の概要について説明します。

第1条には、本条例の目的を規定。

第2条には、豊頃町議会議員が豊頃町に対し請負をした場合に、議長に対して報告しなければならない事項等について規定。

第3条には、議長が第2条の規定による報告を受けた場合の一覧の作成及び公表について規定。

第4条には、第2条の規定による報告等の保存期間を5年とすることや、保存されている報告等の閲覧等について規定。

第5条には、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとする、議長への委任について規定しております。

なお、この附則には、本条例の施行期日と議員が公表しなければならない請負の会計年度を令和5年4月1日からとすることを定めております。

以上が、豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の概要ですが、本条例につきましても、全国町村議会議長会から示された条例（例）に則り作成しておりますことを申し添えます。

以上です。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

●中村議長 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順1、8番坂口尚示議員、御登壇願います。

8番坂口尚示議員。

●8番坂口議員 今回、鹿対策について町長からお考えをお伺いしたいと思います。

近年、北海道の農林業に及ぼす鹿による被害は48億円から50億円ともいわれております。ここ豊頃町でも農作物の鹿による被害が毎年のように増えております。

町や農協の助成で電気牧柵等での対策を行っておりますが、ここ1、2年はその効果も薄れているように思います。

特に畑の周りに山林を抱えている人たちや、十勝川に雑木が多く生えている付近に畑を有している人たちが、秋になって畑に作物を収穫にいけば畑に何もなくなることなど、鹿による被害がとても大きいです。

猟友会が一生懸命に鹿を駆除していただいても一向に鹿が減らないようで、結局のところ鹿を3分の1くらい駆除しても3分の2の鹿が残ればネズミ算式に鹿は増え、これでは鹿の被害を被っている人たちはやるせない気持ちで、被害のある畑をゆくゆくは耕作放棄していくしかありません。

そもそも、なぜこういう事態になったのかということ、国や道が自然保護団体の言うことを聞いて鹿を禁猟としたことが事の始まりで、国や道に責任があると私は思います。この状態が続くのであれば、今後鹿は爆発的に増える事態になると思いますので、以下の点についてお伺います。

私は早急に、大胆で大幅な鹿の駆除をしてもらい、せめて昭和60年当時の頭数くらいまでに鹿を減らしてほしいと思っております。このためには、自衛隊や警察に協力をいただき駆除してもらわなければ、もはや大胆な駆除はできないと思っております。どちらも国民の生命財産を守る人たちでありますので、緊急に国や道に要請して実行していただきたいと思っておりますが、町長の考えを伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 町内のエゾシカの駆除につきましては、猟友会の協力により駆除を実施しているところでございます。国の鳥獣被害防止総合対策事業や北海道の地域づくり総合交付金を財源として活用し、駆除の推進を図り、この数年は年間で800頭を超える駆除頭数で推移しているところでございます。しかし、この近年は、日中山林の中にエゾシカが逃げ込むなど駆除が困難な状況が見られ、駆除頭数がエゾシカの自然増に追いついていないということが現状かなと思っております。個体数減少に向けて、猟友会による継続した駆除の実施と、国や北海道には駆除に対する更なる支援の要望、そして北海道が管理する道有林にも多くのエゾシカが生息しているということから、道有林内で捕獲に向けた体制の構築など、方策がないか協議を進

めてまいりたいと、そのようには思っています。

なお、エゾシカの農業被害につきましては、私も農業者の方々からお話を伺っているところでありますし、生業が農業である議員のお気持ち、そして地域の方々の気持ちを代弁しての御質問であろうかなと御推察いたしますが、議員がおっしゃる警察や自衛隊への協力というところにつきましては、要請をいたしましても法的にも性質上、大変難しいことではないのかなと、そのように感じているところでございます。

現場では、これほど困っているのだという意味でも、このような話が議会でも出ているのだということ国や北海道にしっかりと伝えさせていただきながら、改善できる方策というのを検討、協議を進めてまいりたいと思いますので、どうか御理解のほうよろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

●中村議長 8番坂口議員。

●8番坂口議員 ただいま町長から答弁がありましたけれども、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課というところから出ている資料なのですが、平成23年が推定生息数77万頭で、24年が72万頭で、だんだん減ってきて、令和5年はまだ出ていないのですが、令和4年で72万頭がいると。だけれども、実質、平成23年の77万頭るときには、さほど農業には、電気牧柵を巻いているのであれば、それほど被害はなかったのです。立っただけで鹿は入ってこなかった。それが今は72万頭と言っている数字は、恐らくこれは確認できただけの数字であって、本来はもっといるように思います。もう、ここ1年は本当にひどい状況になっております。

72万頭生息しているということで、令和6年1月から令和8年12月までの3年間で道は55万5,000頭の駆除を予定していると。年間にしますと18万5,000頭です。捕獲目標が18万5,000頭で、これは自然死とかいろいろあると思いますが、単純計算で行えば、72万頭のうち、オスが36万頭、メスが36万頭いたとします。そのうち、メスを主流に駆除したとしますと、36万頭から18万5,000頭を引けば17万5,000頭です。そこで残った鹿は、また子どもを産むのです。恐らく野生のものはほとんど100%生みます。単純計算ですが、17万5,000頭、プラス子鹿の生まれた頭数が17万5,000頭。それに残るオスが36万頭。足しますと71万頭になるのです。ということは、72万頭から71万頭を引けば1万頭しか現実には減らないということなのです。このまま放っておくと、本当に爆発的に手のつけられないような状況になると思います。ですから、本当に道でも国でも要請して一気に減らしてもらわないと、もう太刀打ちできなくなると思います。そういうことで、もう一度伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 数字的な部分でいえば、そういった今、議員のおっしゃったとおり、実際は1万頭しか減らないのだよという話になってくるのかなと思います。気持ちは同じであって、このまま放置しておけば、もう本当に増えていくだけで、その被害というのをほぼ被るのは農業者であり、また、まだ農村地域だけで済んでいるからいいのですが、これまた増えてきて、その場所にいられなくなるという話であれば、市街地にも出てくるというような形になろうかなと思います。農業被害だけではなく交通事故やら何やらという部分も含めて、非常に鹿の被害というのが大きいと、多くなってきているというようなことでございます。

町も令和6年度の予算においては、農地へ鹿が入ってくるのを防止するということで、これまでの鹿の電気牧柵に対する支援ですとか、更新への支援、そして、また、いわゆるネットですとか、そういったこともちょっと試験的にさせていただき、ネットを張るだとかということもさせていただきながら、何とかそこを食い止めるようにということも考えております。

また、ほかの町では柵のあるところというのは、柵を今度は直したりだとかという話なのですが、柵を直されても柵のないところから鹿は来るという話でございますから、なかなか対策をしてもたちごっこで、なかなか決め手がないというのが現状で、やはり猟友会にお願いをしながらということになってしまうということなのかなというふうに思います。

そういったところを考えると、やはり国のほうは、この鹿の駆除に関する補助ですとか、猟友会のハンターに対する補助というのは毎年少しずつ予算措置しながらというところではございますが、北海道はどうなのかというところでいくと、なかなか地域づくり総合交付金で町が出している分に対して一定程度の割合で助成しますというような形でしかないのです。実際問題、言っている割には北海道が、いわゆる直接何かしているかという、そういうふうなことではないというふうに私もそこ感じているところがございますから、そこは今、いろいろな話をちょっと聞いていく中で、しっかりと北海道の関係部局、今議員のおっしゃった環境生活部のエゾシカの対策関係の部局にでもしっかり話のほうを確認させていただいたり、今後の対策等を確認した上でというようなところなのかなと思っています。

あとは、実際、数的なところというのをもうちょっと精度を持たないと、なかなかいろいろな要請、要望していくという中でも説得力がなかなか出てこないのかなというところがあります。そういったところを踏まえますと、やはり今も年に一度、どれぐらい被害がありましたかというのを産業課から農業者の皆さんにファックスで報告をいただいてというようなことで大体、粗々な町内の被害というのを出しているよう

な状況でありますけれども、ここをもうちょっと精度を持ったりだとかというところが必要なかなと思っています。そういった意味では、当初予算では組み入れていませんが、担当課と協議をしながら、こういった形で精度の上がるような聞き取りですとか被害の状況というのを把握するという形ができるのかというのを検討してまいりたいと、実際実施していくという部分の中で考えていきたいなど、そのように思っています。

言われるとおり、畑に行ったら、もう食われて何も無いなんていうことが、本当に現実でございますし、今年みたいにやはり雪の少ない年というのはなおさら大変なかなというような感覚も十分私のほうも承知しておりますので、その辺含めて、国または道、声を発する機会があったら私のほうからしっかりと把握しながら、また、しっかりと話をしながら進めていきたいなど、そのように思っています。

●中村議長 8番坂口議員。

●8番坂口議員 2番目の駆除費に係る処理費用等についてですけれども、本来これは国や道が負担するものであって、町が負担すべきものではないと思いますが、この件について町長のお考えをお願いします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 このエゾシカの駆除に係る処理につきましては、町と町内に処理施設を持ちます処理業者で委託契約を結んで処理を行っているというところでございます。この数年、駆除頭数の増加に伴いまして、個体の処理量も増加しているというところがございます。個体や残渣の処理に対する負担も大きいということから、令和6年度からは国の鳥獣被害防止総合対策事業の補助金も活用させていただきながら、処理を実施していくということを予算でみさせていただいているところがございます。

以上です。

●中村議長 8番坂口議員。

●8番坂口議員 今、町長からの答弁で何とかしてくれるということなので、最後の1頭までお願いしたいなど思っておりますけれども。

最後にですけれども、十勝川に生えている雑木、なかなか難しいとは思いますが、これも鹿の生息地域になっております。やはり、鹿の生息できるような環境づくりというのはしないように、雑木は処理していただいて、川の淵も被害が多いので、そこを何とか道のほうに言って切っていただきたいなど思っております。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 生息に関してという部分の中では、やはり過去から十勝川の雑木の処理というのも、住み家になっているということで、伐採したりだとか、いろいろなこと

をさせていただきながら進めてきた経過というのがございます。国の管轄する河川については、今また河川整備計画の見直しから、下流のほうから掘削してくるという中では、いわゆる降水式の整備というのも一緒にやっていただけるような形を協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますし、道河川についても降水式というか、下道にも結構雑木、いわゆる柳とか繁茂しているという中では、非常に状況的にはよくないというところも分かります。冬になれば、当然のことながら結氷して行き来なんかすることもできますし、簡単に隠れることもできるというところがございますから、そこも北海道に対しては、先ほどの国の予算、北海道に対する対応というところと合わせて、しっかりとその辺を伝えながらゆきたいと思っておりますし、いろいろな意味で、業者のほう、地域貢献ですとかいろいろなことがあれば、そういった雑木の繁茂しているところに対して御協力いただいたりとか、そういうこともしっかりとしていきたいなど、そのように思っています。

昨日もちょっと猟友会の方にお話を聞いたのですが、やはり昨今の物価の上昇でなかなか1頭倒しても、本当に弾代だけで馬鹿にならないという話を聞いています。実際、国からとか町から、また農協からも助成をいただきながらということはありがたいという話をしていましたけれども、やはりなかなか1頭倒した分だけでまかたしないというような話もされていたところがございますから、実際、相対的な話で、ここをしっかりと進めていかなければ駄目だというふうに思っておりますので、どうか、その部分、話を進めていく中でも、農業者の方々、そして猟友会の方々にもいろいろな意味で協力を仰ぎながらと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと、そのように思っています。

以上です。

●中村議長 8番坂口議員。

●8番坂口議員 終わります。

●中村議長 通告順2、1番小笠原玄記議員、御登壇願ひます。

1番小笠原玄記議員。

●1番小笠原議員 通告のとおり、定住促進事業の今後の方針について質問いたします。

(1) 近年の建設資材の高騰に伴い、新築戸建住宅の建設費用が大幅に上昇し、全国的に新規着工数が減少しております。先月の2月23日の十勝毎日新聞の記事によれば、昨年から新築一戸建の相場が以前より1,000万円ほど高い4,000万円まで上がっており、この金額は下がる見通しもつかないとあります。実際に十勝管内の新築一戸建住宅の着工数は、2021年までは年間500戸程度で推移していたものの、22年に相場の上昇に伴い345戸と大幅に減少し、23年に入っても着工数は

前年を下回るペースであると記されております。また、これまで低水準だった住宅金利が上昇に転じ、住宅ローン控除も改正後、控除率が減少するなどの影響もあり、戸建住宅の建設は一般家庭にとって、かなりハードルが高くなっていると考えます。

その一方で、国交省の建築着工統計調査によれば、賃貸住宅の着工数は全国的に上昇傾向にあり、2023年度は僅かに減少したものの、この数年間全体で見ると増加傾向にあり、賃貸住宅への居住需要が上昇していると考えられます。

このような背景からまず1点目の質問ですが、我が町には定住促進事業として、定住促進賃貸住宅建設事業及び定住促進等住宅取得補助金交付事業、そして民間賃貸住宅家賃助成事業補助金がありますが、ここ数年の我が町における新築戸建や民間賃貸住宅の建設状況及びこれらの事業の活用状況はどのようになっていますでしょうか。また、現在の状況を受けて、今後の事業方針をどのように考えているか伺います。

(2) 先ほど述べた住宅建設の費用の高騰により、中古住宅を購入・リフォームして居住を検討する層も増えています。また、先日の議会で条例改正もありましたけれども、空き家の活用拡大、そして周囲に著しい悪影響を与える「特定空家」化の未然防止を目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月に施行されました。これにより、中古住宅の利活用をより推進する情勢となっていくと考えられます。

現在、我が町においては、空き家に関する政策として、平成24年から土地・空き地のマッチングを行う空き家バンク制度、平成28年から空き家・空き地利活動補助事業が整備され、平成31年に豊頃町空家対策計画が策定されています。

2点目の質問ですが、これまでの実績を踏まえて、空き家・空き地所有者及び町民・移住者等双方にとってこの制度は有効に活用できているのか伺います。

また、この空家対策計画期間は令和5年度までとなっておりますが、先述の法改正を踏まえた上での令和6年度以降の今後の空き家対策についての方策を伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 答弁いたします。

まず、1点目の関係でございます。町内での戸建て、賃貸住宅の建設状況というものにつきましては、新築戸建が令和元年度から令和5年度までの累計で38棟、民間の賃貸住宅が3棟12戸ということになってございます。また、町で提供している事業の活用につきましては、移住、定住をはじめ、人口減少問題や持続的な地域形成を目指す地方創生に向けた第2期の豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げました住宅取得年間件数が3か年平均で7.7件と、目標値に対する評価指標、いわゆるKPIと言いますが、その達成率が今のところ51%と、先ほど議員言われたとおり、近年の建築資材並びに物価高騰というところの影響かなと思われまじけれども、

建築件数は鈍化しているというような状況であります。

こと、町で行っている宅地分譲という部分に置き換えて言えば、茂岩栄町の分譲地が、6区画中4区画が成約されていて、うち、今2件、2戸、住宅の建築が見られているという状況でございます。

さらなる定住を促進するということを目標に、今年度新たに豊頃南町の分譲を実施するなど、今後の景気動向によっては、各事業とも有効に利活用がされるところでございます。

今後の事業方針につきましては、移住・定住を進める上で、その要である定住促進に係る本事業については、次年度も継続していくとともに、今後も社会情勢を注視しつつ、必要に応じて時代に即した制度へと変化させるなど、住みよいまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

次に、2番目の質問であります。空き家・空き地対策というところでございますが、令和5年12月13日、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、空き家の利活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の3本柱で対応が強化されたというところでございます。

これまでの本町の取組として、豊頃町空き家等情報バンクにおいて、町内の空き家等の情報を発信し、空き家等の有効的な利活用及び移住・定住の促進と地域の活性化を推進してまいりました。これまでに土地で40件、建物19件が登録されておりまして、そのうち土地は16件、建物は17件譲渡され、利活用がされているというところでございます。

また、空き家・空き地利活用補助事業については、情報バンクに登録された不動産を利活用して、町内に長く居住する意思のある方に購入費等の補助をするもので、制度施行からこれまで12件の補助をしているところであり、過去5年間の予算執行状況では、当初予算比で約7割の執行率となっているところであります。これらの事業につきましては、移住希望者及び町民にとっても居住の選択肢を増やすということにつながりまして、適切な管理が行われていないことによる景観の悪化や防犯性の低下などを防ぐ観点からも、総体的に空き家等の対策を進める上で有効に活用されているというふうに考えているところでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今、頂いた答弁を基に、ここから細かいところで再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、新築住宅の高騰のところと、新築住宅の建築件数、あと定住促進等の住宅取得補助金について質問したいと思います。

先ほど、これまでの、令和元年からの実績総数のところについて答弁がありましたけれども、この建築費の高騰というのはここ2、3年高くなっているというところがあります。このあたりの総数のところは、この高騰の影響も考慮する必要があるかなというふうに思いますけれども、これらの件数は令和元年度以前と言いますか、のところの過去の傾向と比較して、やはり実績が減少傾向にあるのか。また、この補助金については様々な内訳があるわけですがけれども、例えば新築だけではなくて中古の取得ですとかリフォーム等についても使えるわけですがけれども、この利用件数が増えているのかということについて伺います。

また、この本補助金については、新築及び中古リフォームで町内業者に施工を依頼した場合は、増額金があるというふうに規定されているわけですがけれども、あと宅地分譲している町有地に建設する場合も増額金があるというお話も伺っていますけれども、この増額金のこれまでの適用実績についても伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員がおっしゃった制度の利活用という部分では住宅を建築される方、また中古住宅を購入される方には非常に有利なものなのかなと、そのように思っているところがございます。それがあからなおさらのこと転入されてくる方、または町内で新築ですとか中古の住宅を取得しようとする方には、この町の中にとどまっただけというような考えをもって定住につながっているというところなのかなと思います。

今、御質問のありました詳しい数値については担当課のほうから答弁をさせますけれども、今後ともそういったことで、この制度、結構十勝管内でも制度的に、額面的な部分でいえばいいところなのかなとは思っていますけれども、それも今の時代に応じていろいろ考えを直さなければいけないところでもあるというところは認識しております。今後ともそういったところでよろしく願いいたします。

あと、そのほかの数字のほうは担当課から説明いたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

議員御質問の数字的なものでございますが、まず、最初の新築住宅等の件数がここ近年減少しているのかということにつきましては、令和元年から令和5年の5年間と、それ以前の5年間を比較した場合、平成26年から平成30年までは、棟数につきまして65件ございましたが、令和元年から令和5年につきましては35件と減少してございます。

続きまして、定住促進の住宅の補助の実際の件数でございます。令和元年から申し上げますと、令和元年度が11件、令和2年度が9件、令和3年度が8件、令和4年

度が8件、令和5年度が7件ということになってございまして、そのうち中古の物件を購入しまして補助を受けた方が、令和元年度が4件、令和2年度が1件、令和3年度が1件、令和4年度が2件、令和5年度、本年度が1件となっております。最後に中古リフォームの町内業者を利用したリフォームの補助の件数でございすけれども、令和元年度が2件、令和2年度が0件、令和3年度が1件、令和4年度が1件、令和5年度が1件となっておりますので、御報告申し上げます。

以上でございす。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今、担当課からの答弁もありましたけれども、やはり直近の5年間は補助金の活用件数も減ってきているというお話がありました。住宅の高騰のところもありますし、もちろんそもそも人口減ということも理由の一つにはあるのかなというふうに思いますけれども。今伺っていたお話ですと、令和に入ってからのお話を伺いました。定住の補助金についてですけれども、始まったのは平成のときからなのかなと思いますけれども、この事業をこれまでの累計で見たときに、新築の例えば住宅の取得の補助金、町内の施工業者のほうに依頼したというような件数はあったのかというところがちょっと知りたいところですけれども、これまでの実績、全体で見た場合の内訳についてお願いいたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

定住促進の住宅の補助事業の施工でございすけれども、平成24年4月1日から制度がスタートしてございまして、それ以降、今日現在まで町内の業者で新築戸建を建てられた件数が4件ございすので御報告いたします。

以上でございす。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 これまで、先ほどいろいろと実績を伺ったわけですがけれども、町内業者、施工に係る増額金のところですがけれども、中古住宅を取得した件数のうち、リフォームについて、やはりセットでお願いする方も多いと思うのですがけれども、そこに関しては結構、町内業者に施工をお願いしますよという方が割と多い、大体75%ぐらいは利用しているのかなという形ですがけれども。ただ、新築住宅においては、やはり十勝管内で考えますといろいろな工務店とかハウスメーカーもありますし、なかなか豊頃町内の業者が少ないということもありまして、新築件数のうちで考えた場合ですと、町内業者の施工件数というのは非常に少なく、なかなかここに関してはうまく活用されていないのかなという傾向を受けております。

町内事業者をより使ってもらおうというのは、非常に町の意図ととしても理解すると

ころでありますし、大切なことだなというふうに思うのですけれども、このような建設費の高騰のところもありますし、より補助金を有効に活用するためにも、新築住宅に係る町内業者施工の増額金については、新たに中間になるようなカテゴリーがあってもいいのではないかなというふうに考えております。例えば、実際に町内で新築戸建を建てた町民数名に話を聞いてみたのですけれども、例えば元請けのハウスメーカーですとか工務店には、設備工事、給排水工事ですとか、電気工事については例えば下請けにお願いするというようなところも多いと思うのですけれども、そこに関しては全てもう指定の業者がいますよというような形もあれば、例えば地元の業者がいるのであれば、そこに優先的にお願いしてもいいですよというような、こちらの建て主の意向を聞いてくれるような会社もあるわけなのです。後者の、例えば、会社が一部の工事について、給排水工事だけ町内の業者にお願いしますというような形をした場合、元請けで全部依頼した場合は増額金が50万円出るという仕組みになっているのですけれども、こちらのうち一部の、例えば15万円ですとか20万円ですとか、その中間の形で増額するというような増額金の設定をしてもいいのではないかなというふうに考えております。

ただ、この補助金の要件を見ますと、町内事業者施工による増額補助金は、これは元請け業者が町内業者である場合に限り対象としており、下請け工事または工事の一部を担当する場合は対象外とするというふうに記されているのです。こちらなのですけれども、なぜこのような要件が付されているのかということと、また、この増額金に対してはこのようにより活用しやすい、使いやすい項目が設定できないのか伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるのもよく分かるところでございますけれども、やはり制度の立てつけとしては、町内業者にも少し施工して、それなりの実績を持っていただきたいという部分も含めて、町内業者を使っただけならば厚く手当をするというようなことで制度設計させていただいているところです。新築も中古もというところなのですが、言われるとおりの下請けとして入ったらそこもいいのではないかなという話なのですけれども、なかなかその辺の確認ですとか、どうしても御本人自体が元請けのところと契約をしていくというようなことでございますし、実際問題その中で50万円だとかそういった上限があってやっていくような形になっておりますけれども、実際の工事の請負契約の中で補助金の額も変わってくるというようなことを考えれば、なかなかその中で下請けとして給排水入ってたりだとかいろいろすると、何%がそこがやっているのかとかそういうふうになると、補助金の算定上、非常に難しいことになるのかなと。あるいは、そういった書類を提出していただきながら中をしっか

りで見させていただきながら決めていかなければならないとかという話になると、実際その補助を受けられる方との理解の齟齬があったりだとかということになりますと、なかなか執行上難しいことであるなど、そのように思うわけでございます。そういったことを含めると、実際、制度設計したときにはもう単純です。町外か、町内かということで割増しするかどうなのかということで、当初、制度設計させていただいているところなのですが、その辺のいわゆる事務の繁雑さですとか、いわゆる認識の違いなんていうのが出てくるとなかなか大変だということがあって、やはり直接元請けとして受けていただくということがはっきりしていいのかなと、そのように思っています。どう、町内の新築住宅の建築に町内の事業者が絡んでいくかということでは、そこはいろいろ営業の関係もありますから、そこまで町が介入してとかということにはきっとならないと思いますので、そこはひとつ現状の制度設計の中で進めさせていただくところを理解していただけたらなど、そのように思います。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今、御答弁いただきましたけれども、そこはなかなかちょっと難しいのかなというお話頂きました。ただ、やはり先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町の目標数値に対して、やはり51%と新築の取得のところに関してはなかなか苦労しているところなのかなというふうに見受けられるところではございます。こちらの補助金に関しては、移住・定住対策ということになりますので、単純に建設施工と物価高騰のための対策にはならないので、なかなか物価が、建設費が1.3倍になったので、この補助金も1.3倍にすぐできますという形にはならないと思いますけれども、まだ他の市町村等もそういうような、こういう定住の補助金については見直すというような情報もまだないので、このあたりについては今後のところの情勢を見極めながら検討していただきたいかなというふうに思っております。

次に、賃貸住宅関係について再質問をいたします。

このような状況で、戸建ての住宅の取得が難しくなっているわけですがけれども、今後、賃貸住宅ですとか町営住宅への居住需要、特に民間の賃貸住宅については、まだまだ増加をしていかなければならないのかなというふうに見受けられるわけでありましてけれども、こちらの定住賃貸住宅建設事業についての近年の実績はどのようなものか伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 数値につきまして御答弁申し上げます。

令和元年度からの数値でございますが、令和元年度及び2年度、3年度とともに、各年度1棟ずつでございます。令和4年度、令和5年度につきましては実績がない状

態ということでございます。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 やはり直近、これは建設費の高騰の影響もあるとは思いますが、やはり実績がなかったというところで、でも今回の令和6年度の予算では、補助上限を従来の500万円から1,000万円という形の2倍にして計上して、より民間賃貸住宅の建設を増やしていこうという考えなのかなというふうに理解しているところでございます。今回こういうような予算が計上されたというわけですが、こちらに関しては、例えば1,000万円の補助が出るのであれば建設できるのかなというようなめどが立ったのかなというふうに考えるわけですが、こういうような形の捉え方でよろしいのでしょうか。また今後も1,000万円の補助という形で令和7年度以降もこのような事業を継続していく方針か伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 定住賃貸住宅の建設の関係につきましては、やはり若い方が町内に転入いただいて求められるというところでは、やはり1棟4戸なり、そういった個人の独身の住宅もそうですし、いろいろな意味で需要が大きいのかなというところがございます。それに伴って、最近、町営住宅も建築のほうをちょっと控えながら、民間の活力ということで、そういったことでやらせていただいております。どうしても昨今の状況を含めると、なかなか、いわゆる事業者の方もこの過疎地域で事業展開するには額面的に補助がちょっと、前はよかったのです、それでペイするという話だったのですが、今のこの資材高騰ですとか、そういったことを考えるとなかなか難しいという話の中で、今回倍増するというようなことで予算計上させていただいたところがございます。単純に家賃の絡みも含めると、やはり今大体5万円くらいで入っているところなのですが、そこが7万円、8万円となると、なかなか個人でも若い方、支払うのも大変だということもありますから、いわゆる町で補助を上げる分だけそういった形で家賃も低く抑えていただきながらと。単純に資材高騰分だけで1,000万円の補助という話ではなく、そういった側面もしっかりと、アパート、賃貸住宅を建築する業者と話し、意見交換させていただきながら、この金額というふうにさせていただいたところがございます。

状況的なところを考えますと、今だから上がっているのだけれども、2、3年たてばまた下がるのかというところは、なかなか状況的に見込めないという形でありますから、そういったところを考えると、これくらいの額が常態化して補助していくような形になるのかなと思っています。

様々な管内でも町村でアパート建築に関しても補助を出したりとかということで建

築をしているわけでございます。そういったことを考えますと、今年は当初で1棟4戸分の助成ということで補助金を見させていただきましたが、転入の状況ですとか、そういったところを、いろいろな他方を確認しながら考えていけば、仮に年度内でももう1棟ということも考えなければいけないのかなと、そのような考え方はありますので、またそういった事由が発生しましたら、議会のほうにしっかりとお話をしながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお話をいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今後も継続して考えていくというお話ありましたが、やはり民間賃貸住宅については需要はまだあるのかなという形で、ただ、今後の人口減少を考えれば、もちろん公営住宅等もセットにして考えなければいけないところかなと思いますけれども、ある程度の民間賃貸住宅の戸数の目標数値、どこまで行ったら止めるのかみたいなのところも設定は必要かなというふうに考えております。豊頃町の住生活の基本計画では、町営住宅については過去の種類別世帯数、持ち家ですとか公営住宅とかありますけれども、こちらを推計して令和12年時点で目標供給戸数を280戸というふうに定めているわけですが、民間賃貸住宅については推定値は出ているのですけれども、町としての目標数値をどれぐらいの戸数と見るのかというのは実際に出ていないところでありまして。ここについてなのではございますけれども、現時点で民間賃貸住宅については何件、何戸、総戸数あるのかというところと、今後の目標供給戸数の設定の必要性について伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 民間賃貸住宅の実績数値というところは、全体で19棟で87戸と。内訳は、世帯用で6棟27戸。単身用で13棟60戸ということになっています。豊頃南町そして茂岩本町にもございます。それと茂岩末広町、茂岩栄町というような形で民間のアパートの建築ということでさせていただいているところでございます。それと将来的な目標数値の設定というところでは、議員御指摘のとおり、今のところはまだ目標数値というのはしっかりと立てていないところでございます。言われるとおり、やはり現状供給が必要でも、数年後にはまた状況が変わってくるというようなこともあるかもしれないというところで、行け行けという話で右肩上がりでは行かないと思いますので、そこを担当課にしっかりと状況のほう把握しながら、いろいろな団体ですとか就業場所の今後の状況にも関わってくるのだと思いますので、その辺もしっかりと状況を把握しながら、対策、対応のほうをしていきたいと、そのように思います。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 やはり将来の推計を考えれば人口減少とかもあるわけなので、町

営住宅、賃貸住宅、持ち家等のバランスですとか、それぞれの市街地区の状況を見ながら、この賃貸住宅の建設については進めていってほしいなと思います。

次に、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金について伺いたいと思います。

こちらについての最近の実績をまず伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

民間賃貸住宅家賃助成事業の実績件数でございますけれども、令和元年度からの御報告でございますが、令和元年度1件、令和2年度1件、令和3年度以降は現在実績がない状況でございます。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 近年の実績はなかなかちょっと少ないという答弁をいただきましたけれども、こちらの補助金については基本的に町営住宅に住めるような年収基準だけれども、町営住宅に空きがなく、やむを得ず民間住宅に居住する場合の補助金という認識をしております。ただ、この補助金の要件を見ると、例えば単身世帯の役場職員ですとか団体職員の給与体系で考えた場合、大卒の初任給だとしても諸手当を考慮すると、この基準は基本的に大体約300万円という話だったと思いますけれども、オーバーしていて、恐らく支給されるのは高卒の一部の方ですとか、あとはパートとかアルバイトで働かれている方なのかなというような認識を受けております。現状、また、町営住宅に関しては、入居待ちは発生していないというような話も担当課から聞いておりますし、また、最近若年層の単身者については民間住宅を選択する方が、そういう傾向が高いというような話も聞いております。こういうところを考えますと、なかなかこの補助金の対象になる方というのがそもそも少ないのかなというような印象を受けまして、どちらかというに移住・定住対策というよりは、本当にやむを得ない場合というような福祉対策的な意味合いが強くなってきているのではないのかなというふうに考えますけれども、その点について担当課の見解を伺いたいと思います。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 担当課及び町長の考えを伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 この家賃助成については、担当課のほうから話があったとおり、利用に結びついていないということは逆に町として嬉しいことなのかなというところなんです。それだけ所得に応じた方が求められるところに入居できているというところであるというふうに考えています。今、議員が福祉的な部分ではないかと言われておりました

が、基本的には結構、町外から転入されてくる方でも、言われるとおりの若年層ですとか、また、なかなか所得が伴わない方はいらっしゃるわけで、その方々が今のところ公営住宅だとかそういうところに入れているからまだいいのですが、そうでなければやはり定住政策として、この制度があつてというのはいかにすべきなのかなと思つています。言われるとおりの、ある意味、福祉的な要素もありますが、そこはどのカテゴリーになるかというところだけの話であつて、やはりこの制度自体はそういった方々には必要なことであり、また、町として人口減少問題を少しでも食い止めるという中では、やはり必要なものではないのかなと、そのように思つていますので、御理解をいただきたいと思つています。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 いずれにしましても、やはりこちらの補助金はあつたほうがよい、使われないに越したことはないけれどもという話がありましたけれども、今後について対象のある方とかがいそうでしたら、今後、広報で周知していただいて、使える方にしっかり届くような活用をお願いしたいというふうに思つています。

次に、空き家・空き地活用について伺います。

町長の答弁から空き家・空き地活用については、この制度開始以降、ある程度の実績を上げてきたということが分かつたわけですがけれども、実際にこれまでは、この空き家・空き地活用ですとか中古住宅の取得のところも含めて、いろいろな制度を拡充したことによる成果かなというふうに思つていますけれども、もう少し現在の空き家の状況について伺いたいと思つています。

まず、こちら、今現時点で最新の調査時点で分かつている町内における住宅の空き家数。また、特にこの空き家問題というのは市街地区が重要になってくるかなと思つていますけれども、現在、豊頃町で設定されている市街地区、豊頃、中央区、茂岩、大津、十弗市街地区それぞれの空き家の内訳について伺います。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 住民課のほうから回答させていただきます。

直近の調査なのですが、令和2年10月時点でございます。空き家の件数43件となっております。地区別の内訳ですが、茂岩地区3件、豊頃地区4件、十弗地区4件、大津14件、合わせまして市街地25件、残り18件は農村部でございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 こちら、率直な感想なのですがけれども、思ったより空き家に指定されているのが少ないなというような印象でした。これに関しては、町に関しても空き家対策のところ、除去事業の補助金ですとか、そういったところを出しながら、

定期的に所有者との連絡を進めた上で、いろいろと尽力されたところの結果なのかなというふうに思っているところでございます。今回の法改正のところで、特定空家に指定されるところが非常に自治体の対応もしやすくなったというような話を伺っているところでありますけれども、これまでの町における調査について、このような空き家が今これだけあるという話を伺ったところなのですけれども、特定空家に指定されるものというのはいったいあったのか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今のところ特定空家に指定されるような物件はないということで把握しています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 特定空家に指定されるところがないというところを伺いましたけれども、なかなか町内見渡してみても、本当にこれはすぐ壊さなければ駄目だなというような家というのは意外とないというような印象を受けるわけであります。ただ、私の家の近隣とかもそうなのですけれども、特定空家までは行かないまでも、やはり所有者が今誰なのかとか、あと、例えば相続放棄をしてしまって誰も手がつけられないような家とかというのにも実際にはあるかなというふうに思うわけです。

例えば、今回の法改正では、新たに市区町村が裁判所に財産管理人の選任を請求して、実際に自治体が修繕や処分を実施できるという条文が追加となったわけで、このような問題にもより対処がしやすくなったのかなというふうに考えております。

今回の町の条例改正も法改正を受けてあったわけですが、空家等の対策計画については、第2期の策定が待たれるところになるのかなというふうに思いますけれども、改めてこの第2期の空家対策計画の概要ですとかスケジュール等について町長にお伺いします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 平成31年4月に策定いたしました豊頃町空家等対策計画につきましては、令和5年までの5年間を計画期間ということにしておりまして、この改正した計画を新年度内に、この改正空家特措法の内容を反映しながら計画を策定して公表するというところを考えているところでございます。特にこの改正空家特措法に示されております空き家・空き地の利活用拡大という部分につきましては、先ほど議員からもあったとおり使いやすくなったのではないかと伺っているところでございますけれども、これまでの空き家バンクや、それに付随する町でやっている補助の事業もしっかりと継続して実施していきながら、管理不全空き家及び特定空家の未然防止に重点を置いた計画といたしまして、今後の生活環境の保全と空き家等の利活用の促進という部分、地

域の活性化を進めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 こちら空き家の利活用に関しては、所有者等もいることですので、そのあたり、しっかり話し合いをしながら進めていっていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、2023年9月に十勝毎日新聞の報道でありましたけれども、十勝においては帯広市周辺3町の基準地価が10%ほど上昇していたのですけれども、ただ、地方部のほうが地価が下落しているというニュースがありました。豊頃の宅地においては平均約6%下落していたという報道がありました。これを考えると、帯広周辺部の戸建需要というのはより減少するのかなというふうに考えていますが、逆に豊頃含めた周辺部では、戸建ですとか、特に住宅を建てたい家庭にとってはチャンスなのではないかというふうに考えております。もちろん価格以外にも周辺環境や教育環境など総合的に考慮しなくてはいけないということはあると思いますけれども、アピールは何かしらできるのではないかなというふうに思うわけです。

最後にこれらの定住政策のプロモーションについて、先日の議会で令和6年度の予算審議、企画課のほうから東京ですとか大阪ですとか首都圏のほうにプロモーションするというような予定はありましたけれども、首都圏だけではなく十勝の中心部の、例えば家族連れ等に、そういう方に向けた定住促進というプロモーションがあってもいいのではないかなと考えていますけれども、このようなより近い対象についてのプロモーションについての考えを伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 まさに議員おっしゃるとおりだと思います。足元見ないで外ばかり見ている、遠くばかり見ているもしょうがないなというような、今議員のお話を聞いて感想を得たところでございます。十勝の帯広ですとか近隣の3町でやるようなイベント等にも、機会があればブースを出させていただいたりですとか、そういったところで町の定住促進、子育て等のPRをさせていただきながら、もっともっと都市部の方にも豊頃町のよさを分かっただいて、目を向けていただいて、かつ、転入していただけるようなことはしっかりと担当課含めて進めていかなければならないと思っていますので、そういったことを今指示していきたいなど、そのように思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今回、小中学校も新しくなったということで、非常に子育て世帯にはよりアピールのしがいがあるようになったのかなというふうに思いますので、こ

のあたりのプロモーションについてもぜひ御検討のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 その辺、しっかりと、一番我が町の今のところ弱いところがそこなのかなというように私ども捉まえておりますので、そこをしっかりとさせていただきたいと、そのように思います。御協力もいただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 以上で、私の一般質問を終わります。

●中村議長 11時25分まで休憩とします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

通告順3、4番杉野好行議員、御登壇願います。

4番杉野好行議員。

●4番杉野議員 私から質問させていただきます。

このたびの通告にあるように、災害対策についてということで、津波、地震、その他の対策について質問させていただきますが、今週はまさに日本国中が東日本大震災の報道で持ちきりでありました。また、本年については正月、1月1日に能登半島の地震が起きて、日本国中、大変な状態になっているとっております。今般の予算書の中で、ここ数年来、繰り返し質問させていただいた中で、ようやく形になったなど。議会議員として質問をさせていただいて、形の残せる、これは町長ほか職員の皆さんの協力がなければできないことでもありますけれども、形として残すことができたということについては、非常に感謝を申し上げます。先般の東北の大震災から13年、その前には十勝沖地震、平成5年、もう二十数年過ぎております。10年周期で釧路沖、根室沖、苫小牧沖、様々な地震を経験してまいりましたけれども、既に21年、この道東については大きな災害は起きていないという中で、近隣自治体の中では避難タワー等の計画もなされているようでもありますけれども、いかんせんこの地震による津波というものは、逃げるが勝ち、これに尽きます。それも人工物のタワーでは、東北の大震災のように、津波災害対策庁舎というものも造られた中で、鉄骨の建物3階建てが全て飲み込まれたのが現実であります。人工物では津波に勝てない、これを証明したのがあの災害だったというふうに私は思っております。町長が考えてくださったように、避難経路を充実すると、今般の予算の中で道有林の開設工事を進め

てくださることができるようになったと。非常にありがたいことだというふうに思いますし、大津地域すべからく十勝沖にしても東北の震災にしても大津の道路まで水が達しておりました。15年の年、畑にいて災害対策も役場本庁舎に来たのが7時前くらいだったかと思えますけれども、副町長にマジックで紙に災害派遣と書いていただいて、大津に水を運んだ思いがございます。また、東北の大震災のときには、山の中で鹿の駆除をやっておりました。すぐ近くの大津コミセンの避難所に向かいました。女性部の皆さんは米があるのだけれども、おかずがない。それで、家に直ちに立ち戻って、たくあんの樽を積んで大津コミセンまで走りました。そのときもやはり1時間ちょっとの時間の間に大津の道路は水浸しになっておりました。津波はやはり逃げるが勝ちだというふうに私は常日頃から思っております。

今般の予算の中で、道有林を開削させるということは非常に大変で努力がいったものというふうに敬意を表しますが、今後この道有林の開削が予算の審議の中で336号線の避難場所までつなげるというお話をいただいておりますけれども、年次計画にしてどのくらいの形でどのように出来上がっていくのか、まずは伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 御答弁いたします。

トンケン津波緊急避難場所から国道336号の津波緊急避難場所に至るまでは、議員御承知のとおり、道有林と一般民有林がありまして、道有林の森林整備計画に合わせて一般民有林も整備をすることにより、適正な管理による森林の有する公益的機能の発揮及び持続可能な森林経営の推進に資するということから、道営林業事業として北海道が事業主体となって林道大津長節線を開設していただけるということになってございます。これは、あくまでも、こちらが言うのは何ですが、建前でございます。うちの要望としては、林道開設事業は当然のことなのですが、そこを避難路として使わせていただきたいというところの要望をさせていただきながら進めてきて、今般、実現したというところでございます。

開設の全延長は3,400メートル、幅員は4メートルで、事業期間は令和5年度から令和8年度の4年間ということになってございます。事業内容につきましては、今年度、令和5年度に全延長3,400メートルの全体計画の調査と一般民有林の区間延長1,400メートルの路線測量を終えまして、一般民有林区間においては、令和6年度に延長800メートル、事業費3,100万円になりますが、実施するということになっております。民有林に関しては、北海道が責任を持てるという範疇からちょっと出てしまうものですから、そこは負担として町にも経費の負担をしていただきたいということで、町の負担額は775万円で、この開設工事を実施するということでございます。令和7年度には、延長600メートル、事業費2,100万円、町の

負担額は525万円ということで、一般民有林の事業を実施するということになりません。

道有林の区間ですが、延長2,000メートルにつきましては、令和6年度に路線の測量を実施し、令和7年度及び令和8年度に開設工事を北海道のほうで実施いただけるということになってございます。令和8年度には事業の完了予定となっているということでございます。林道開設後には、先ほど説明させていただいたとおり、トンケシ緊急避難場所と国道336号線の津波緊急避難場所を結びまして、避難路の連絡路の一つとして活用させていただくということになっております。その後、どういった経路で大津の皆さん、避難した方に使っていただくかというところは地域としっかりと綿密に話をしなければいけないところですし、まさに冬の避難ということを考えれば、雪の降ったままにしておくことはできませんので、その辺の除雪などにもしっかりと対応できるよう、町のほうも対策を練らなければいけないということになってございます。よろしく願いいたします。

●中村議長 4番杉野議員。

●4番杉野議員 国道336号線の避難場所についても、非常に安全であるというふうに私も思いますけれども、避難路の開削によってトンケシのほうに国道336号線の避難した方が移られることが想定されると思います。その中で、物資輸送をしようとしたときに、国道336号線の避難所まで、この茂岩地区もしくは他の地域から避難物資を運べるかなと思えば、それはちょっと難しい状況があるだろうというのは15年の十勝沖地震のときに各橋梁の両隅が20センチ以上の段差がついた場所があり、通常の水ではなかなか走行ができないのが現状だった、これが私の思うところです。水を運ぶにしても、湧洞を経由して国道336号線を走って大津まで入ったと。あの当時、大津の街道は片側が崩れて、ほとんど通行不能の状態の道路になっていたというようなことから、地先の農業者の方に、トンケシの一段下に牧草地がございまして。緊急時には自衛隊もしくは警察航空隊のヘリが着陸させていただけるようなことができるのでしょうか、できないのでしょうか。もしくは、先日ニュースでもやっておりましたけれども、新十津川かどこかだったと思いますが、ドローンによる物資輸送で一時的にその避難場所に物資を届けるというような実証訓練も行われたようでありますけれども、そのようなことも考えておられるのかどうか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 自衛隊の救援活動等に関してなのですが、先般、自衛隊の連隊長等とも意見交換をする機会がありまして、いろいろな話をしたのですが、そういった被災地の支援というところで自衛隊のほうにお願いした中で、ヘリでヘリポートですとか、そういったところがしっかりとなければいけないのかという話の中では、議員も御承

知だと思うのですが、降りられるような形になっていれば、何とか大丈夫だという話をしていました。ただ、いわゆる物資を避難している方に届けるという部分の中では、ヘリコプターをその場に降りなくても地上へぶら下げて、紐で下げていって、そこに下ろしながら届けるということは可能なのだという話をされていました。だから、必ずしも、いわゆるヘリポートがなければならぬというわけでもないし、あと仮にそこに避難している方を、ヘリコプターのほうに上げて救助するにも、着陸しなくてもできるような訓練等をしっかりとしているから、その辺は状況に応じて対応は可能であるというような話をしておりましたので、私のほうもきちんと陸についているいろいろなことをやらなければいけないのかなと思っていたのですが、そういった話を聞いて一応に安心をさせていただきながらというところでもございました。そういう非常時には、お願いをしながら、いろいろな対応というのは考えられますので、そこは自衛隊のほうも緊急時だけではなく、訓練のときから、町でやるときから、一緒に何かできるようなことがあればというようなお話も前向きにさせていただいているというところでは、町のほうもこれからいつ起こるか分からない災害ですから、そういった部分では職員の訓練だとかも、避難所の訓練もいろいろとさせていただいておりますけれども、やはり地域でしっかりといろいろな訓練は必要だと思いますし、また、関係機関含めて、避難所、また支援物資の支給ですとか配達する部分の訓練というのも形としてはしっかりとやっていかなければならないのかなと思っています。

議員おっしゃるドローンでとかという話もありますけれども、なかなかそうなるのと、現状ドローン进行操作ですとか、いろいろなところをまた考えていかなければいけないのかなというところではありますから、すぐには言いませんけれども、形としてはいろいろな計画の中に盛り込みながら、しっかりと対応していかなければならないかなと、そのように私のほうは考えております。

以上です。

●中村議長 4番杉野議員。

●4番杉野議員 よく理解できました。

このたびの避難路の計画、北海道、よく決めてくださったなという思いがありますけれども、実際には私の頭の中には、この避難路が第一段階で、第二段階に国道336号線の避難場所から西側に向かって走っている林道がございます。それは長節湧洞線の水道のドームまでつながっている林道でありますけれども、途中、壊れていて今は通行不能になっております。ここまで行ったら最高だろうな。というのは、湧洞の会館、元小学校跡地のところからカンカンに向かって500メートル以上行ったところで津波の到達予想地点というふうに看板がございます。ということは、水道のドームまで行ければ本町に戻ってこられる可能性があるということでもあります。これは希

望でありますけれども、町長にもう一踏ん張りしていただいて、10年、15年後には安心して通れる道ができればいいなという追加の思いがございます。この道路をつくっていただくのに数回質問させていただいて、石の上にも3年の時期が過ぎておりますけれども、今後の考え方を伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員も今、石の上にも3年という話しありましたけれども、私のほうも任期の中で大津の防災対策をどうするかという中では、避難路の整備というのは一丁目一番地でやはり進めてきたところでもございまして、実際、北海道にあの路線の林道の開設をしていただけたという回答を頂いたときには、本当に逆にびっくりしたというか、やったなという安心感がすごくあったわけでございます。現実的に手がつけられるというところでは、非常にそこはそこで成果があったのかなと自分自身でも思っていますけれども、それも非常に苦勞をしながら、何とかこぎ着けたというところでございます。先を見れば切りがないというところでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、その長節の浄水場のことですよ、ドームというのは、そうだと思いますけれども。そこまで行けば安心だというような話の中では、また私も、そこはちょっと現地等を把握していない部分でもございますので、そこをしっかりと担当課と、あと林政含めて、現地を確認させていただきながらというようなことで考えて、そういったことで対応をできればなと思っていますけれども、まだしもここでやる、やらないというのはなかなか言いづらいところでございますので、まずは現地を確認させていただきながら、あとはそのときの判断ということで、北海道等にも対応させて、今までどおり対応していくような形なのかなと思っていますので、御理解をいただきたいなど、そのように思います。

●中村議長 4番杉野議員。

●4番杉野議員 まずは、なかなかハードルの高いことだなというふうに理解はいたします。

先ほど同僚議員が鹿対策の質問をしておりましてけれども、町長も避難路ということではなくて、道有林整備のための道路だという建前をおっしゃっていました。私も避難路というよりは、最大の駆除対象の地域であります。あの道路が、また今の水道施設のドームまでの道路が通れるようになったら、まだまだ鹿駆除はスムーズに行くだらうというふうに思っております。こんなことも実際には利用させていただきながら、先ほど町長が弾代も大変なのだよというお話でしたけれども、実際に我々使っているのは、1発1,500円します。昔780円ほどだった。倍になりました。戦争が悪いのです。戦争がなければこんなことにはならない。ただし、そんな愚痴を言っているわけにはいきませんが、この避難路が令和8年に完成させていただいた

ら、少しでも鹿の駆除も、他の安心・安全も担保できるのだろうというふうに思いながら、今後も町長の行動を見つめさせていただきます。

これで質問を終わります。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、避難路、そしてもう一つ、今出てきました鹿駆除ですとか、そういった多角的な広い視野で、いろいろな考え方を持って進めてまいりたい、また、要請等できればなど、そのように思っていますので、今後とも御協力のごほうじをお願いいたします。

●中村議長 昼食のため、午後1時まで休憩とします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

通告順4、6番大崎英樹議員、御登壇願います。

大崎議員。

●6番大崎議員 通告しました内容につきまして、第1番目のゼロカーボンシティ宣言についてということですが、本定例会の初日に町長のほうから執行方針が出されました。それを境にというか、それを機に、今回の本町におけるゼロカーボンシティというものの宣言が正式にうたわれたのであります。その中におけるカーボンニュートラル、イコール、二酸化炭素排出ゼロを実現するために、本町における具体的な対策はどうあるべきかということについてお聞きします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 気候変動問題という喫緊の課題に対して、世界レベルで温室効果ガスの排出と吸収の均衡を取るため、カーボンニュートラルに向けた取組が加速する中、本町においても脱炭素地域を目指すため、地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー導入計画を策定いたしまして、3月6日、執行方針の中で、先ほど議員からもありましたとおり、ゼロカーボンシティ宣言をさせていただいたところでございます。

具体的にはエネルギーの省力化及び本町のポテンシャルとして付存する太陽光や風力、バイオマス資源などを利用した再生可能エネルギーの導入により、それらの取組を促進することで二酸化炭素排出量の削減を目指すものでございます。

まずは、排出量削減に向かうための第一歩を踏み出すことが重要であり、2050年カーボンニュートラルの実現のために、将来的な次世代エネルギーや技術革新による新たなポテンシャルに注視しつつ、今後の国の計画改正を踏まえて、豊頃町ゼロカーボン推進協議会において、学識経験者や各産業団体などの御意見を頂きながら、温室効果ガス削減に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 実は政府も2日前に2024年から10年間の第9期の北海道総合開発計画というものを打ち出しました。この中を拝見しますと、新たに再生可能エネルギーを導入・拡大する我が国の脱炭素社会というものを先導するという文言が入りました。極めて政府は北海道というものに、なぜこの開発計画の中に重要視したかというところが今回の我が町のゼロカーボンシティのこの意味合いが、同時に私は評価されるべきだというふうに感じ取りました。したがって、この温室効果ガスの排出実質ゼロというものに向かう我が町のこの取組というのは、非常にタイミング的にベストだったわけだ、こういう評価もされるのではないかなと。したがって、按田町政のこのゼロカーボンシティ宣言というのは、そこに大きな意味合いがあるというふうに評価されると私はいたしております。

今後についての計画が、我が町にまだ未設置であります風力という再生可能エネルギーの方向性というのがまだ見えていない。では、太陽光はどうかというものについては、各個別の世帯あるいは大きな事業主も本町には13年前から設置されています。そしてもう一つは、資料等にもありますがバイオマスプラントというものが今進行中であります。そうすると、これらについての再エネの導入というものを進めるにあたって、この申しあげました三つの再生エネルギーの中のバイオマスというものについては民間ベースで進行していますから、これらについての今後の本町の取り組み方というものについては、理事者としてどのように考えていくべきかと。あるいは、考えているということについてのその思いをお聞かせ願いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のお話の中にありました本町の今後における再生可能エネルギーの在り方というか考え方という話でございましたけれども、議員おっしゃるとおり、今現状では町内、太陽光、そして今、酪農家の方が建設をしているバイオガス発電の施設というようなことであるわけでございます。一時期、町もバイオガス発電ということで、一つ計画を持たせていただきながら進めていたのですが、売電というところでなかなか叶わないということで、一時、話がなくなったというような話がありましたが、そのときに町にも豊頃町のバイオマス推進協議会という組織をつくらせていただきながら、産学官ということで、在り方についていろいろな論議をさせていただきながらあったわけですが、まずはその協議会のほうも先般の当初予算のときに負担金の関係で御質問がありましたが、残ってございます。そういったところも含めて、いわゆる今後、豊頃町どうあるべきかというところも検討していかなければならないというところでございますし、また、先ほど申しました地球温暖化の豊頃町の計画、それ

もしっかりとそういった協議会との方向性とリンクをしながら考えていかなければならないというふうに私今考えているところでございます。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 実は本町にはこれだけのボリュームの本町における地球温暖化対策実行計画、これを拝見して、前回も担当課から説明がございました。基準年度で進めてきたこの13年までの7年間の中で、この数字の中では4.0という削減しかできていないというふうに表示されています。これは私の捉え方がそれで正しいかどうかということと、この件について、7年間でこれだけやって、13年から20年まで、ですから基準年を設けてこれだけの努力を町民に、あるいは産業界にそれらについての努力をしていただいて、この4.0というものについての位置づけが、今後の13年から7年間の我が町の実行計画の7年間で46%、実現できるかどうかは疑問に思ったところであります。この辺の捉え方はどのように考えていけばいいのかということについてお聞きしたいと思えます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおり、この地球温暖化対策実行計画の中では、基準年となる2013年から現状2020年の間では4.0%しか削減できていないというのはそのとおりでございます。その後、46%までどうやって持っていくのだという話なのですが、ひとまず、4.0は4.0%だったのですけれども、これも自然減と何もしない状態で4.0%だという話でございます。これからは、しっかりとその辺、これからどうしていくのだというところを論議を深めながら、46%まで2030年までに持っていかなければ駄目だということになるわけですが、このゼロカーボンの協議会の中でも、学識経験で入られた先生方にも御意見のほうをお聞きしながらということでもやりました。その中では、やはり何でもかんでも急速的に進めるのではなく、やはり町民の方々それぞれが取り組みやすいところから取り組んでいったほうがいいのかという話なのです。最終的なところは2050年というところが持っているのですけれども、その46%、2030年、これに縛られることがないような形で、もっと広義に考えて、一つ一つ取り組めるところからやっていったほうが絶対ストレスがなく進むのだよというような御助言も頂いております。そういったところを含めると、今回、令和6年度の予算で町民に対して補助ですとか、いろいろな計画はしてございます。そういった小さいところから一歩ずつ進みながら、また、太陽光ですとかバイオガスの施設を含めて、そこをどう連携しながらやっていくかというところは調整、協議をしていながら考えていかなければならないことなのかなと、そのように思っております。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今の説明の中では、正直いうと方針は出たけれども、そのことについて若干柔軟性の考えでいいかという捉え方で聞いていましたが、言うなれば、過去の実績が4.0%しか削減できなかつたと、このことを今年度から20年までの7年間で、それを7掛けたら28%にしかならないのです。ですから、46%というこの目標値、30年までの、2030です、そこまで考えていくためには、私は非常に本町の町長を責めているわけではないのです。国の46%というこの数字の位置づけというのは全国一律であるというふうな捉え方をします。しかし、我が町には二酸化炭素を個人で放出していても吸収する環境があるのではないですか。私はそういう意味からいって、国のこの政策、46%の根拠が理解できないというところを今非常に複雑な気持ちで質問しているのです。その辺の議論というか、上部官庁との担当では何か感じ取ったものはございましたでしょうか。もしありましたら一言お願いしたいのですが。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今のところは計画策定、あと町の向かうべき姿というところの中では、国の基準、北海道から示されている方針含めて、そういったことで今回計画を策定させていただいたということなので、その46%について、何かうちのほうから上のほうにどうなのだという話をしていた覚えはありません。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 そういう状況だということを認識して、これから質問させていただきます。

この資料の中で、非常に文言的かというと、指摘したいところがございます。それは何かというと、再エネポテンシャルの中で、本町にこれが本当に計画の実行計画の中で沿っていくのかどうかというところの質問をしたいと思います。

そのポテンシャルの電気だとか風力、それから私の印象では小規模水力とあります。それから地熱、地中熱というのはこの資料の中に載ってくるのです。これについては、我が町についての現状認識では無理ではないかという考えしますが、これらについての捉え方はどう考えていったらよろしいのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 地域的にいろいろと状況は異なるわけがございます。地熱をどうのこうのといっても、そういった資源がなければ当然のことながら、そこには手を出しても何もならないということになりますので、そこはいろいろな意味で考えながら、豊頃町に何があるのかと、何が即したものがあるのかというところは、関係するところと

協議をしながら進めていかなければならないのかなど、そのように思っているところ
です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 関連しますので、(2)のほうにも触れていきたいと思えます。

ただいま申しあげました質問の、今触れましたものについては、これは再生可能エ
ネルギーあるいは省力、省エネという、この二つの捉え方を私はしていくべきだと思
っていますが、これが例えばカーボンニュートラル実現を目指すために、課題として
もう一つは送電の関係というのが大きなウェイトを占める課題と思っています。いわ
ゆる発電しても、それをどう送電するかということ。電気を送るかというところの捉
え方は我が町の想定している場所、場所に考えて、現状では無理であろうと思ってい
ます。それは過去の13年前のソーラー送電の関係で認識して理解しているからであ
ります。そういうものについての考え方というのはどのように発電と送電というのを
考えたらよろしいのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 いわゆる町がどう関わるかということになってくると思えます。町と
して、そういった資源を活用してということになれば、実際問題、送られてくるこの
送電網というのは非常に必要、なければならないものかなど思っています。今、売電
をしている部分に関して言えば、そこは北電ですとか、そういったところとのやり取
りという中で来ているわけでございますし、今後この出た電力を売るというような考
え方から自前で使うというような考え方にシフトしてくるといのは、普通になって
きているところでございますから、そこをしっかりと見定めますと、いろいろな意味で
町もそういった茂岩高台の太陽光ですとか、そういったところもこの後事業者がどう
いうふうな考え方を持って考えていくのかということもしっかりと把握した中で、
町内での活用ですとか、そういったところを絡めれば、やはり送電網の整備というと
ころは、いろいろな意味で大事な一つのポイントになるのではないかなど、そのよう
に思っております。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 現状はそういう捉え方で今後進めるということによいのではないか
と、私は現状を認識してそう感じますが、であれば、再エネルギーを導入するための
本町の、先ほど冒頭に若干触れましたが、民間のバイオマスあるいは民間の太陽光ソ
ーラー、太陽光発電、これが今後どのように本町の46%をクリアするための施策と
して、我が町等を中心としてどうそれを推進してゆくべきなのかなどということなの
ですが、それでは今の民間のバイオマスの事業のほかに、我が町にはそれらの資源がま

だノータッチであるというふうに私は感じます。この辺の捉え方というのは、以前協議会というのがありましたが、それをいかにして活かしてゆくかということについての早期の考え方がおありかどうかというところに考えをお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 まず是我が町にも発電しているものは太陽光も含めて、参入している、進出している企業、そして大きな自動車の試験をやっている進出企業等、それぞれあるわけでございます。私が思うに、やはり今この、いわゆる脱炭素地域を目指すよということで計画を町が策定いたしました。これをまずはしっかりと中身をまとめた上で、そういった進出してきた企業等にも示していかなければならないと。まずはこっちを向いてもらわないと何も進まない、一緒にやることもできないということなので、まずはそこをきちんと示した上で、何ができるのかというところ。単純にこの46%といっても町だけではないと思うのです。先ほど議員言われたとおり、国として削減するという話ですから、そこに向かっては自治体も、また企業も含めていろいろな意味で考えてゆかなくては駄目だというところがございますから、そういった意味では、まずは、うちのこの実行計画を含めて、しっかりと関連するような企業にお示しして興味を持っていただき、そこで何ができるのか、太陽光もバイオガスもそうだと思います。また、ほかに森林ですとか海、グリーン、そしてブルーというそれぞれのカーボンオフセットの話もありますから、そういったところもうちの町の強いところだと、強みだと、そういうふうに思っていますので、そういったところをしっかりと関係するところと論議を深めながら進めてゆかなければならないなど、そのように今感じているところでございます。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 現状から今、このゼロカーボンのシティ宣言をしたことについて、いろいろと問題、課題がおありだと思います。これは走りですから、このことについてパーフェクトに今日ができるという話ではありません。ありませんということを前提に考えると、今町長が触れました、やはり民間のそういうバイオマスプラントや、あるいは先ほども触れました大手の茂岩山のソーラーとか、それから湧洞のほうのアイシン精機さんとか、こういう方々は民間ですから、こういう方々のいわゆる再エネというものについてのカウントを、この46%の中に引き入れるということも私は一考としてあるだろうというふうに考えますが、これらについての考えと、もう一つは、バイオマスを進めるためには、先ほど言いました豊頃町は酪農王国です。ですから、そういうものについての協議会、これは予算も5万円ほど協議会の会議であります、この協議会というものについても民間の、今申し上げました3社も一緒に参加させて、今後のこの対策、46%、何も7年かからないでも3年でできるかもしれま

せん、これ。そういうような努力目標をきちんと上げて、民間も参画してもらおう。酪農家だけではなく、あるいはJAだけではなく、というような考え方はいかがでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 一つの物事をしっかりと進めていく上では、多角的というか、いろいろな方に情報発信しながらやっていかなければ駄目だというのは、まさにそのとおりであると思います。まずは、先ほど申しましたとおり、町でこれからどういうことをやっていくのかというのをしっかりと関連する企業等にもお示しをさせていただきながら、その上で一緒にできるようなことがあるのかという話になれば、当然のことながら、そういった協議会等にも参画してもらったり、オブザーバーとして参加してもらったりとか、いろいろな方法というのはあると思います。ただ、どうしても進めていく上では、町内一体となってということになりますから、どこが外れても困るというようなことになりますので、そこは今の、いわゆる協議体と言いますか、協議会の中での体制組織を保ちつつ、町の行く方向性によっては、そういった今議員がおっしゃったとおり、考えていかなければならないなど、そのように思っています。まずは、とりあえず、いろいろな民間でやられていること、いろいろな場所での町がつなぎになるような形を取らなければ進んでいかないのかなというふうに思っています。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 再エネのことと併せて省エネについての質問をさせていただきます。

実をいうと、省エネというのは予算にも出ていました、電気自動車を入れようとか。あるいは、庁舎とえる夢館の間のソーラーを設置するとか。2,500万円とか、あるいは200万円とか250万円とか、そういう金額しか予算には出ていないのです。例えば、町民に補助や交付金をすると286万7,000円です。これはどのぐらいのカウントで、例えばソーラーパネルを何基建て、申請があったらそれに補助するのか、交付するのかということも分かれば回答してほしいのですが。私は、もしそれが世帯個々の家庭でソーラーを新規設定するということが申請されたにしても、現在の我が町の戸数からいって、それだけの全戸にあってもなかなか試算的には無理です、無理に感じていました。それよりも、先ほどの茂岩山のその22メガの大手さんのカウントをどうにか計算すると、6,000世帯から7,000世帯に値します。そういうものを、やはり町長が言ったオール豊頃で試算し、換算して、町民に終始徹底して努力目標を上げていくというのが政策ではないかなというふうにも私は解釈、理解しているのですが、その辺の考え方、お聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 まず、議員からありましたゼロカーボン推進加速化事業、令和6年度、補助に対する事業については、住宅用太陽光発電システムの導入というところでは、2分の1補助で、上限が30万円です。予算額が5件分見えています。これで150万円ということになります。それと、新築、既存住宅への蓄電設備につきましても、補助、事業費の3分の1、上限15万円と。予算額が5件分で75万円。それと、電気自動車の導入、EV車、PHEV、FCV車、新車のみということになりますが、これは1台、1件5万円ということで、予算額5件で25万円ということでみさせていただきます。最終的に、この施策でこういった反応があり、こういった動きがあるのかということについては、これからということですが、もし上回るようなことがあれば、そういったことをこれで打ち切りではなく、補正等で対応していかなければならないのかなど、そのように思っているところですが、ひとまずは、足がかりとしてこういったこと、あと庁舎の太陽光発電ですとかLED化というのは進めさせていただくということですが、

それと、今後の考え方という話がありましたが、やはり茂岩山の上の太陽光発電の設備というのは、非常に町としても魅力的なわけであります。ただ、単純にその今のやっているものを町の中に簡単に引けるかということ、以前ちょっとお話をさせていただいたところによりますと簡単な話ではないという話は聞いてございます。今は上の企業は、上で発電している企業は売電しているわけですから、その後の展開ということでは、何かしら町としても関わりを持ちながら話のほうを深めていかなければならないと、そのように思っているところではございますので、そういったことで理解をいただければなど、そのように思います。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 通告しました内容についてのゼロカーボンシティ宣言についての、この件については、(1)、(2)終わりたいと思うのですが、最後にこの件についての最後なのです。実は、風力とか電力とか、それからバイオマスというのは、先ほどこから何回も触れていますが、今後の我が町ということで限定できません。できませんが、再エネの最大のエネルギーの母体というのは電力ではないと私は考えているのです。それは、もう既に試乗していますが、水素エネルギーであります。これらについての取り組みも、この実行計画の中に水素というのは入っていますが、これが最重点のエネルギーの独占をするというのが世相の流れです。ですから、このことについては本町と縁のあるアイシンさんも水素自動車で走られているというのは町長も御存知だと思います。そういうものについての再生エネルギーの捉え方というものも、本町も強力に進めるべきだというふうには私は希望しますが、それらについてのお考えをお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 頭にないわけではないのです。やはり進出している企業、特にもう既にそこで車を走らせているわけでありまして、水素の車の燃料どこから買っているのだというのは、鹿追町に行って、入れて戻ってきて、湧洞の山の上で走っているというような形であります。そういった現状を捉えますと、やはり今、水素は別にバイオガスではなくても太陽光でも何でもつくれるわけでございますから、そういったところを考えますと、やはり何かしら、この計画をもって先に進むという中では、町として少し前に進んでいかなければならないと。ただ、それをやることを町がやるのではなくて、やはり民間事業者としっかりと協調しながら、先ほど申しましたとおり、間のつなぎというかパイプ役になって、しっかりと町としてもその立場でやっていくことが重要なのではないかなと思っています。そういうこともありまして、今できた計画、これからの考え方というのをしっかりとまとめて、関連する企業に示しながら先に向かってやっていきたいと、そういうふうには考えております。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 2番目に入らせていただきます。

令和6年度の予算についてでございますが、6年度の予算全体の中で、按田町政が最も重要とする内容について、特に政策的だなという意味合いの、あるいは含みのある内容をお聞かせいただきたいと思えます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 町政執行方針で申し上げましたが、本町においては、第5次豊頃町まちづくり総合計画に基づいて、まちづくりに取り組んでいるというところでございます。令和6年度においても、町民が安心して暮らせる地域社会というのを基本に、環境等に配慮した施策を今回できましたから、そこをきちんと盛り込んでということで、今般、3年間の、丸3年たったところの成果として、こういった環境政策に関した計画もできました。また、あと、先程来、御質問にありましたとおり、防災・減災対策というところもしっかりと今回力を入れてやらせていただいて、少しずつ光が、日の目を見るような、効果というか成果が出てきているのかなというところでございます。ただ、面整備だけでは、いわゆるハード整備だけではなかなかならないというところは十分承知しておりますので、今後はそういったところをどう活用するのかというところをしっかりと力を入れてやっていかなければならないと、そのように思っているところでございます。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 新年度予算についての審議は既に審議されました。今お話のように、防災とか減災とかということについては、これは長い期間でそれらについてやは

り成就をしていかなければいけないと、実現していかなければいけないということについては理解しております。少なくとも、今回のこの執行方針の中で、言うならば、先ほど前段で質問しました、ゼロカーボンシティを宣言した以上は、豊頃町のまちづくり、イコール、ゼロカーボンについてのあらゆる対策の中で、これをどう推し進めるかということについての裏づけの予算がスタートといえ、若干金額的にもう少しかさ上げも必要なのではないのかなと。これを町民に広報で知らせます。予算も知らせます。そうすることによって、町民は見た段階で、ゼロカーボンシティの宣言らしいというものについての深みの予算というものを今後感じ取るような、そういう政策をぜひとも期待しているのではないかなと思うし、また、ゼロカーボンシティというものを広報や紙で配ってお知らせするというよりも、我が町はこれだというものを目のつくところにそれを建てられて、建立してそれらを知らしめると。目標値も目標年度も決まっているわけですから、これらについて、やはり町民全体で作業を含めて、それらについての意欲高揚を図るべきと考えますが、地方としては今一つは看板みたいなことを言いましたが、そういうことも含めて町長のお考えいただけますか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 二酸化炭素排出を削減するということ、また、実質ゼロを目指すということについては、行政のみならず、町民の方にもしっかりと、町民の方、そして事業者の方にも協力をしていただかなければならないというところでございます。そのためにもこの取組、脱炭素とは何かとか、何から取り組んだらいいのかということも含めて、それこそ広報ですとか紙ベースだけではなく、町民の方に集まってもらいながら、いわゆるセミナー的なものを開いたりだとか、そういったこともちょっと考えておりますし、従前言われているとおり、ただ、いわゆる看板だけ掲げて、何をやるのだから分からないのでいうのでは、これはどうしようもないので、ここはしっかりとやることを示した上で、できればその後にもしっかりとした看板を建てるなら建てるということで、ゼロカーボンの町なんていうようなかたちでできれば、これは理想だなというふうに思っております。その実現に向けて、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●中村議長 通告順5、3番岩井明議員、御登壇願います。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 何度かお伺いはしているのですが、今回もマイナンバー等についてお伺いいたします。

政府は昨年(令和5年)の12月22日の閣議で、被保険者証の新規発行を令和6年12月2日に停止し、廃止することを定めた政令を決定いたしました。

札幌市をはじめ全国110の議会で現行の保険証の存続を求める声が広がっております。マイナ保険証の利用率は8か月連続で低下し、2023年12月は4.29%となり、若い世代ほど利用していません。

また、朝日新聞(令和6年2月4日付)では、マイナ保険証を所管している厚生労働省の職員とその家族での利用率(令和5年11月)が4.88%にとどまり、防衛省においては2.5%であることを報じております。

このような国民のほとんどがマイナ保険証を利用したくないというような意思を示す中で、本年の12月2日に現行の紙の保険証を廃止するべきではないと考えますが町長の見解をお伺いたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員がおっしゃるとおり、政府はマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすることで国民の利便性や医療の質の向上を図るとともに、行政の効率化や医療費の適正化にも寄与するという目的で、令和6年12月をもって現行の紙の保険証の新規発行を停止し、廃止することを定めた政令を決定いたしました。この政令は、国会で審議されて成立したマイナンバー法の規定に基づいたもので、この政令により、本年12月2日に現行の健康保険証が廃止され、12月2日以降は新規の健康保険証の発行はできなくなりますけれども、本町の国民健康保険と後期高齢者医療保険の健康保険証につきましては、本年8月に一斉更新し、有効期限を令和7年の7月31日までとする健康保険証を発行いたしますので、来年の7月31日までには、そのままその保険証を利用するということができます。本年12月2日以降は、お手元の健康保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証を持っていない方には職権で資格確認証を交付し、マイナ保険証を持っていてもマイナ保険証で受診が困難な方、いわゆる施設に入所している方ですとか、あとマイナンバーカードを預かってくれない場合やマイナンバーカードの更新中の方については、申請していただくことで資格確認証を交付するというようにしておりますので、健康保険証と同様に医療機関への受診ができるということになっています。今、有効期限は1年間というような話があったそうでございます。

マイナ保険証をめぐるのは、全国で登録情報の紐づけの誤りですとか、医療機関の窓口でカードリーダーが読めないとか、そういった事象も公表されたということですから、全保険者について総点検を行い、誤りが生じない仕組みが整えられて、マイナンバーカードの安全性についても十分な整備が図られてきているというところかなと思っております。

マイナ保険証の利用率はまだまだ低い状況であります。マイナ保険証を利用することで、服薬情報や健診結果を医療機関で確認できるということもありますし、他にも、病気の推測が容易にできるようになりまして、より良い医療ができるということ、また、薬の飲み合わせも分量の調整ができるなど、医療費削減につながるメリットと、マイナ保険証の安全性などについて周知を細かく行って、安心して医療機関を受診いただけるよう努めてまいりたいと思っております。

議員、先ほどおっしゃられたとおり、報道で言われている国の職員の利用率が非常に低いというところはいかがなものかと、私も本当に思っているところでございます。やれ、やれと言っている割には、自分たちはどうなのだというふうに思うわけでございますけれども、進められてきている以上は、何かしらメリットがあるところでございますので、それを十分認識、あと周知広報しながら進めてまいりたいと思っております。

何かとこの件に関しては、町民の方にも御不便をおかけすることもあろうかと思っておりますけれども、そこはやはり使っていただかなければ普通になっていかないというようなことだと思いますので、どうかそこは担当課含めて、町としてしっかりと皆さんに周知しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

●中村議長 3番岩井議員。

●3番岩井議員 ありがとうございます。

認識の上では一部共通するところもあるのですが、やはり行政側に立つのと、それから一般の町民側に立つてというところでは認識の違う部分もあろうかと思っております。

もう1点、関連事項としてお伺いしたいのは、アンケートに答えないと請求が不可、診療報酬を人質にマイナ保険証、これに対して圧力。アンケートに答えないと収入になる診療報酬の手続きができない。医療機関から困惑の声が上がっている。そのアンケートの送り主は厚労省。一体どんな中身かというところ、請求書、請求書というかレセプト、これを毎月5日から10日までの間に先月分の診療報酬を得るために、支払基金などに請求書、これを提出すると。大阪府の守口にある北原医院では、いつも井上美佐医院長がオンラインで提出していると。そして、今月の5日、井上医院長が支払基金にレセプトを送ろうとしたところ、アンケートの画面が出てきたというのです。内容はマイナ保険証医療促進状況に係るアンケートのお願いというものである。画面には閉じるマークやスキップする機能がなく、答えないとレセプトの提出画面にたどり着けないと、こういうことをやっているのです。これはまさに診療報酬を人質にしたアンケートの強制だったと井上医院長は言っております。なかなかこう新聞紙

上に発表するということは勇気がいることで、本当に私もこれを読んでびっくりしたのですけれども、アンケートはマイナンバーカードの保険証利用の促進のための取組で実施しているものを以上の中から全てお選びください、このようになっていると。選択肢は、受付、窓口での声かけを、保険証を見せてくださいから、マイナンバーカードをお持ちですかなどの5項目だったというのです。井上医院長は、「厚労省側は、どの医療機関が何と答えるか知る立場。私たちはレセプトを審査される弱い立場です。どう答えるか、不安がよぎりました。」当然だと思いますよね。「選択肢にあることをやらなければ、あかんのや。」という圧力を感じた。「こうしたアンケートは本当にやめるべきだ。」と、こう言っているのです。これが現在の厚生労働省のやり口なのです。

もう一方では、修学旅行等に関してですけれども、資格証明証で入院等医療にかかるのは可と認めていると。しかし、この資格証明証かコピーを持参して受診することは妨げられない。当然できると学校側で認めているわけなのです。これ、当たり前なのです。これをマイナ保険証の中でやらなければどうもならないと、こういう形でやってくる自体がいかげなものと。私、たまに聞かれるのです。数名ですけれども、マイナ保険証どうなのと聞かれることあるのですけれども、私もよく分からないのです。ここで見なかったら。そして、実際に厚労省のやっていることが、マイナ保険証の形をどういうふうになっているか、これを説明している人も分からないというのです。それをやっていくこと自体が、自治体で進められるかということ、私、本当に自治体も苦勞しているなど思っているのです。本当は町長にもきつい、もっと説明を受けたいところなのですけれども、お互いにこういう影響を受けているわけです。私どもも自治体側も。こういうことを早くやめてもらわなかったら、受診時にえらいことになるなど。保険証資格が確認できない可能性もあると。そして、厚労省の事務連絡は、一端医療費の全額、10割をお願いいただくと、これを明記していると。修学旅行やそういうところへ行って、何かあった場合に10割負担すると。私、そんなお金持ち歩いていないですから、普段。子どもでも親でも、そんなにそんなにみんなお金自由にわたせる形だと、到底理解できないのです。これを10割とどこで出すのか。そういうこともあるのだろうと。やはりそういうことも考えていかなければ、こういう厚労省の意見でやっていくということは問題だなど思っています。しかし、これが自治体でやるかということ、まだ2、3日前の出ている新聞紙上の話ですので、それで確認を取ってあるということですね。それでこういう形に説明したのだと思いますけれども、こういう取組でやるようなマイナ保険証をどんどんこれから進めるというようなことは果たしていかげなものと、そのように感じているところです。

答弁を求めるものではありませんけれども、できればなるべく共通する点は、お互

いに頑張っていきたいなと思っております。今後ともよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のお気持ち、十分承知をさせていただくところでございますけれども、私、先ほど来お話をしているとおり、町としても厚労省のほうから説明もあり、いろいろな指示、通知があつて進めてきているところでございます。実際問題、自治体としての町民に対しての苦労も、議員も十分分かっていただいているところなのかなと思っておりますし、そこはやはり町村として、しっかりと町民に向き合うというところでは、真摯に説明もしていかなければ駄目なところなのかと思っております。ただ、どうしてもいろいろなところで使う方に対しては不便を、一般的に普通になるまで生じてしまうというのは、いろいろなところであるわけでございます。そういった意味では、しっかりとうちの町としても取組を深めていかなければならないと思っておりますし、国がどういうことを医療機関含めて求めているのかというところも、今、岩井議員のお話のほうで認識はできたところでございますので、あつてはならないですよ、本当に。私も同じ気持ちでございますが、今後とも理解、なかなかできないところではあると思っておりますけれども、どうか丁寧に説明はさせていただきますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

●中村議長 3番岩井議員。

●3番岩井議員 ありがとうございます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

●中村議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第1号

●中村議長 日程第5 意見書案第1号、将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 意見書案第1号。

提出者、豊頃町議会議員、岩井明。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規。

同上、後藤孝夫。

同上、小笠原玄記。

将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書。

農業をめぐっては、近年の自然災害の多発化による食料・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留、ウクライナ侵攻やイスラエルの内戦などによる世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰を招いている。加えて、昨今の気象変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招くなど、食料を安定的に供給することが危惧される状況下であり、過度な輸入依存から脱却し国内生産の増大を図る政策の構造転換が求められている。

こうしたなか、農政の憲法と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」の制定から25年が経過し、世界情勢の変化に対応して、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展のための生産性の向上を図るなどを基本理念に折り込んだ改正案を今通常国会に提出するとしている。併せて、不測時の食料確保やスマート農業の振興に関する新法、農地所有適格化法人の特例措置など農地関連法案も議論されるとしている。

しかしながら、食料自給率は38パーセント（2022年）と依然として低い水準にあり、国内生産基盤は高齢化や担い手不足などで脆弱化していることから、農業生産基盤の強化など基本計画の実効性のある政策が大きな課題となっている。

また、適正な価格形成では、生産コストの転嫁のあり方とともに、消費者への理解醸成が必要であり、さらには、不測時に対応した食料確保にあたっては、生産者等に罰則を科すことは生産の自由を奪う危険性がある。加えて、食料の安定供給には優良農地の確保が重要となっており、食料自給率向上を図るための農地の確保と国の責務を強化することが重要となっている。

については、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本法の改正など関連法案について、下記事項を要望する。

記。

1、基本法の改正にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充し、農業基盤の整備や官民一体となった備蓄制度の構築、海外への食料援助を含む輸出体制の強化など輸入に依存しない国内自給を基本とすること。

また、新たな基本計画の策定については、目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策と予算措置を図ること。

2、適正な価格形成については、コスト上昇分をすべて価格に反映すると消費減退を招き、農業者は生産調整を強いられることから、消費者への理解醸成を図るととも

に新たな所得政策を構築すること。

3、不測時の食料確保について、農畜産物（米穀、小麦、大豆など）の需給調整では、生産者と生産者団体等で行われていることから、生産者等への罰則を設けるのではなく、まずは国が責任をもって需給調整に参加することを明確化し、生産の自由を奪うことのないよう慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決しました。

◎ 議員の派遣

●中村議長 日程第6 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣するものとする。

記。

1、道外視察研修及び合同所管事務調査。

目的、姉妹都市相馬市の議会中継の状況及び茨城県筑西市における物産販売等の状況調査のため。

派遣期日、令和6年4月17日水曜から19日金曜。

派遣場所、福島県相馬市、茨城県筑西市。

派遣議員、全議員。

2、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、令和6年5月25日土曜から同月27日月曜。

派遣場所、福島県相馬市。

派遣議員、中村純也議長、大崎英樹議員、杉野好行議員。

以上です。

●中村議長 お諮りします。

ただいま、事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●中村議長 日程第7 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

- 中村議長 日程第8 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 中村議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 中村議長 これをもって、令和6年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 2時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員